

仕 様 書

件 名	駐屯地警備システム増設分ネットワークカメラの設置
作成年月日	令和4年1月14日
作成者	川内駐屯地業務隊 総務科 1等陸曹 木佐貫 久

1 適用範囲：

本仕様書は「駐屯地警備システム増設分ネットワークカメラの設置」について適用する。

2 設置場所：

鹿児島県薩摩川内市冷水町539-2 陸上自衛隊 川内駐屯地
細部については官側との調整による。

3 品目・規格・数量：

品目	規格	数量
屋外赤外線フルHDネットワークカメラ	YG-G0630	1
ネットワークビデオデコーダー	NV-D2000	1
P O E + G スイッチハブ	HU-B0230	1

4 工期：

契約日から令和4年3月31日

5 設置要領：

設置要領及び設置に関する技術的な諸調整については契約相手方の責任において実施するものとする。

6 機能試験：

設置・調整後、官側立会において機能試験を実施し、正常に作動することを確認した後に引渡しを行うものとする。

7 情報保全等：

情報保全等に関する事項は次による

- 駐屯地への立入りは、駐屯地所定の手続きを行うものとする。
- 駐屯地内で作業を実施する場合、駐屯地内での行動は当該駐屯地等の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守し、作業地域以外及び立入り制限区域等への立入を禁止する。
やむを得ず当該地域以外への立入を必要とする場合には所定の手続きを行うものとする。

- c) 契約相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接的にかかわらず知り得た情報等の管理に万全を期すとともに、別途利用、公表等は官側の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。
- d) 契約相手方は、駐屯地内において動画、写真等の撮影を官側の許可なく行ってはならない。

8 安全管理：

安全管理に関する事項は次による。

- a) 契約相手方は、必要に応じて柵及び保安灯などの危険防止のための措置を講じて安全管理を徹底すること。
- b) 駐屯地内の施設等に損傷与えないように十分注意して施工し、万一損傷が発生した場合は、速やかに官側に報告して、契約相手方の負担において損傷個所を原形に復旧するものとする。

9 官側の支援：

官側の支援については次による。

- a) 駐屯地施設の利用
- b) 作業に必要な電力、用水などの無償使用
- c) その他、本契約の履行に必要な事項

10 その他の留意事項：

その他の留意事項は次による。

- a) 本契約で発生した梱包材等は、契約相手方が処分すること。
- b) 本契約の履行終了後、整理・清掃を確実に実施するとともに仮設物等を構築した場合については契約終了期間内に撤去しなければならない。
- c) 作業実施に時間は平日の午前8時15分から午後5時を基準とし時間を超える場合には官側との調整による。

11 仕様書に関する疑義：

仕様書及び役務に関する疑義が生じた場合は官側に申し出て指示をうけるものとする。